建設省告示第	告示第 号
建築基準は	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及
び仕口の構造	び仕口の構造方法を次のように定める。
平成十二年	
	建設大臣中山正暉
木造(木造の継手及び仕口の構造方法を定める件
建築基準は	建築基準法施行令(以下「令」という。) 第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に
定めるとこれ	定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によ
って構造耐け	て構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
一筋かい	かいの端部における仕口にあっては、次に掲げる筋かいの種類に応じ、それぞれイからホまでに定
める接合	める接合方法又はこれらと同等以上の引張耐力を有する接合方法によらなければならない。
イ径も	径九ミリメー トル以上の鉄筋(柱又は横架材を貫通した鉄筋を三角座金を介してナット締めとした
ものマ	もの又は当該鉄筋に止め付けた鋼板添え板に柱及び横架材に対して長さ九センチメートルの太め鉄丸

くぎ(日本工業規格A五五〇八(くぎ)(一九九二のうち太め鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同
等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。)を八本打ち付けたもの
ロ 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 柱及び横架材を欠き込み、柱及
び横架材に対してそれぞれ長さ六・五センチメートルの鉄丸くぎ(日本工業規格A五五〇八(くぎ)
一九九二のうち鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ
。)を五本平打ちしたもの
ハ 厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 厚さ一・六ミリメートルの鋼板添え
板を、筋かいに対して径十二ミリメートルのボルト(日本工業規格B一一八〇(六角ボルト) 一九
九四のうち強度区分四・六に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ
。)締め及び長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、柱に対して長さ六・五センチ
メートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、横架材に対して長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを
四本平打ちとしたもの
ニ(厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材)厚さ二・三ミリメートル以上の

端部の柱	上 区 の 木	車糸〇禾类
その他の軸組	出禺の主	油且の重領
		表 一
		かめられた場合においては、この限りでない。
部分の引張耐力を超えないことが確	の引張耐力を超	及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分
当該仕口の周囲の軸組の種類		げる表三いからぬまでに定めるところによらなければならない。ただし、
に、それぞれ掲	っては次の表二に、	じて、平家部分又は最上階の柱にあっては次の表一に、その他の柱にあっ
軸組の種類と柱の配置に応	ては、軸組の種類	二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあって
		のボルトを用いた一面せん断接合としたもの
柱又は横架材に径十二ミリメートル	は横架材に径十	ホ 厚さ九センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 柱又
		ル、径四・五ミリメートルのスクリューくぎ五本の平打ちとしたもの
五十ミリメート	対してそれぞれ長さ五十ミリメー	五ミリメートルのスクリューくぎ七本の平打ち、柱及び横架材に対し
ートル、径四・	及び長さ五十ミリメートル、	鋼板添え板を、筋かいに対して径十二ミリメートルのボルト締め及び

-3-

表三の	表三頃	に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第一⊖項又は□項	に定める
17 (2	表三ぼ	ル以上の木材の筋かいを入れた軸組 その他の柱	メートリ
長 三ろ)	表三は	・五センチメートル以上幅九センチ(筋かいの下部が取り付く柱	厚さ四・五
		当けに入れた軸組	たすき掛
表三の	表三〇	すき掛けに入れた軸組又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを	をたすき
		・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かい	・一い値
表三の	表三〇	ル以上の木材の筋かいを入れた軸組 その他の柱	トル以上
表三〇)	表三〇	厚さ三センチメートル以上幅九センチメー(筋かいの下部が取り付く柱	さ三く宣
えいの		又は径九ミリメー トル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	又は径力
		厚さー・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かい	・一い値
オ ニ(し		壁を設けた軸組	た壁を铅
		木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は両面に打ち付け	木ずりそ

	_	
	表 三 の	の木材の筋かい又は径九ミリメー トル以上の鉄筋の筋か厚さー・五センチメー トル以上幅九センチメー トル以上
	表 三 (/)	両面に打ち付けた壁を設けた軸組木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は
が出隅の柱で「い場合」、当該階の柱(出隅の柱であり」階の柱が共に上階の柱が共に上階の柱が共に	合 出隅の柱が共に 内 出隅の柱が共に ス 第 が出 第 ない 5	軸組の種類
		表二
表三心表三い	の木材の筋かい	をたすき掛けに入れた軸組厚さ四・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の
表三心表三は	材の筋かいをた	すき掛けに入れた軸組厚さ三センチメー トル以上幅九センチメー トル以上の木材

いを入れた軸組			
材の筋かいを入れた軸組 厚さ三センチメー トル以上幅九センチメートル以上の木	表三い	表三の	表三い
メートル以上の鉄筋の筋かいをたすき掛けに入れた軸組の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組又は径九ミリ厚さ一・五センチメートル以上幅九センチメートル以上	表 三 心	表 三 (は)	表三の
の木材の筋かいを入れた軸組 厚さ四・五センチメートル以上幅九センチメートル以上	表三心	表三は	表三の
組一①項又は①項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第	表三ち	表三〇	表三ば
材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組厚さ三センチメー トル以上幅九センチメー トル以上	表 三 (り)	表三心	表三に

^{劉板添え板を用} 四十ミリメー	・ニミリメー トルの鋼板添え板を用四・五ミリメー トル、四十ミリメーネル、四十ミリメーボルトを溶接した金物を用い、柱に	- 6 0	トル角の角座金を介してナット締めをしたもの若しくは厚さ三・ニミリメートルの鋼板添え板対して径十ニミリメートルのボルト締め、横架材に対して厚さ四・五ミリメートル、四十ミュ厚さ三・ニミリメートルの鋼板添え板に径十ニミリメートルのボルトを溶接した金物を用い、	(Z)
+ 打ちとし シテ型の鋼	トルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとしたも厚さ二・三ミリメートルのV字型の鋼板添柱及び横架材にそれぞれ長さ六・五センチ	メートルの太め新くは厚さ二・三日い、 柱及び横架	の又はこれらと同等以上の接合方法としたものえんを用い、柱及び横架材にそれぞれ長さ九センチメートルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとしたもメートルの太め鉄丸くぎを五本平打ちしたもの若しくは厚さ二・三ミリメートルの>字型の鋼板添厚さ二・三ミリメートルの>字型の鋼板添	(H)
又はこれらと同	打ちとしたもの日鋼板添え板を、対	凡くぎを五本平↓	等以上の接合方法としたもの対してそれぞれ長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを五本平打ちとしたもの又はこれらと同長ほぞ差し込み栓打ち若しくは厚さ二・三ミリメートルのL字型の鋼板添え板を、柱及び横架材に	(7)
	90	各 方 法 と し た も の	短ほぞ差し、かすがい打ち又はこれらと同等以上の接合方法と	(v.)
				表 三
表三心	表三ち	表三凶	の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組厚さ四・五センチメートル以上幅九センチメートル以上	の厚

(2)	(γ)	E)	
十六ミリメートルのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの材(土台を除く。)、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径厚さ三・ニミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十ニミリメートルのボルト三本、横架	のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの材、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径十六ミリメートル厚さ三・ニミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十ニミリメートルのボルトニ本、横架	クリュー釘打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたものイーニミリメートルのボルト締め及び長さ五十ミリメートル、径四・五ミリメートルのスクリュー釘打ち、横架材に対して厚さ四・五ミリメートル、四十ミリメートル角の角座金を介してナ対して径十ニミリメートルのボルト締め及び長さ五十ミリメートル、径四・五ミリメートルのスクアニンニミリメートルのがルトを溶接した金物を用い、柱に厚さ三・ニミリメートルの鋼板添え板に径十ニミリメートルのボルトを溶接した金物を用い、柱に	と同等以上の接合方法としたものい、上下階の連続する柱に対してそれぞれ径十二ミリメートルのボルト締めとしたもの又はこれら

	厚さ三・ ミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト匹本、
(5)	材(土台を除く。)、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径
	十六ミリメートルのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
	厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト五本、
(り)	材(土台を除く。)、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径
	十六ミリメートルのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
(%)	心に掲げる仕口を二組用いたもの
Ξ	前二号に掲げるもののほか、その他の構造耐力上主要な部分の継手又は仕口にあっては、
か	かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結したものでなく
τ	てはならない。
	附則
この	この告示は、平成十二年六月一日から施行する。